

振替投資信託受益権の一部抹消手続の整備等に伴う  
株式等の振替に関する業務規程等の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
1. 株式等の振替に関する業務規程の一部改正新旧対照表 . . . . .	1
2. 株式等の振替に関する業務規程施行規則の一部改正新旧対照表 . . . . .	28
3. 株式等振替制度に係る手数料に関する規則の一部改正新旧対照表 . . . . .	44
4. 株式等振替制度に係るシステムの利用に関する規則の一部改正新旧対照表 . . . . .	47

振替投資信託受益権の一部抹消手続の整備等に伴う  
株式等の振替に関する業務規程の一部改正について

1. 株式等の振替に関する業務規程（平成20年8月15日通知） （下線部分変更）

新	旧
目次	目次
第1章 総則	第1章 総則
第1節～第3節 (略)	第1節～第3節 (略)
第4節 指定株主名簿管理人等、発行代理人、支払代理人、 <u>資金決済会社及び受託会社</u> （第13条－ <u>第16条の2</u> ）	第4節 指定株主名簿管理人等、発行代理人、支払代理人 <u>及び</u> 資金決済会社（第13条－ <u>第16条</u> ）
第5節～第7節 (略)	第5節～第7節 (略)
第2章～第7章 (略)	第2章～第7章 (略)
第8章 振替投資信託受益権の振替等に関する取扱い	第8章 振替投資信託受益権の振替等に関する取扱い
第1節～第3節 (略)	第1節～第3節 (略)
第4節 抹消手続	<u>第3節の2 交換時抹消手続</u> （ <u>第277条の2</u> － <u>第277条の5</u> ）
第1款 <u>交換時抹消</u> （ <u>第277条の2</u> － <u>第277条の5</u> ）	(新設)
第2款 <u>解約時抹消</u> （ <u>第277条の6</u> ） (削る)	(新設)
第3款 <u>一部抹消</u> （ <u>第277条の7</u> － <u>第277条の10</u> ）	第4節 <u>抹消手続</u> （ <u>第278条</u> ） (新設)
第4款 <u>手続の委任</u> （ <u>第277条の11</u> ）	(新設)
第4節の2 特別受益者の申出等（ <u>第278条</u> ）	第4節の2 特別受益者の申出等（ <u>第278条の3</u> ）
第5節～第9節 (略)	第5節～第9節 (略)
第8章の2～第10章 (略)	第8章の2～第10章 (略)
附則	附則
(用語)	(用語)
第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1)～(28) (略)	(1)～(28) (略)

(28) の 2 受託会社 振替投資信託受益権に係る信託契約を受託者として締結する信託会社又は信託業務を営む金融機関で、この規程の定めるところにより、機構との間で振替投資信託受益権に関する手続を行う者として、あらかじめ機構が指定したものをいう。

(28) の 3 受益者名簿管理人 受益者の氏名又は名称及び住所並びに当該受益者の有する振替投資信託受益権の口数又は振替受益権の数等を記載又は記録した名簿の作成その他の当該名簿に関する事務を行う者をいう。

(29) ～ (53) (略)

(業務の取扱時間)

第 3 条 (略)

2 機構は、必要があると認める場合には、業務の取扱時間を臨時に変更することができる。この場合において、機構は、あらかじめ、振替株式等の発行者（株主名簿管理人、投資主名簿等管理人又は優先出資者名簿管理人が選任されている場合には、株主名簿管理人、投資主名簿等管理人又は優先出資者名簿管理人。次条及び第 5 条において同じ。）、受益者名簿管理人、発行代理人、支払代理人、機構加入者、間接口座管理機関、資金決済会社及び受託会社に対し、その旨を通知する。

(休業日等)

第 4 条 (略)

2 機構は、必要があると認める場合には、前項の休業日以外の臨時休業日又は同項の休業日に係る臨時業務取扱日を定めることができる。この場合において、機構は、あらかじめ、振替株式等の発行者、受益者名簿管理

(28) の 2 受託会社 振替投資信託受益権に係る信託契約を受託者として締結する信託会社又は信託業務を営む金融機関で、振替投資信託受益権の発行者のために信託を設定した旨の通知を行う者として、あらかじめ機構に申請した者をいう。

(28) の 3 受益権原簿管理人 信託法（平成18年法律第108号）第188条に規定する受益権原簿管理人をいう。

(29) ～ (53) (略)

(業務の取扱時間)

第 3 条 (略)

2 機構は、必要があると認める場合には、業務の取扱時間を臨時に変更することができる。この場合において、機構は、あらかじめ、振替株式等の発行者（株主名簿管理人、投資主名簿等管理人又は優先出資者名簿管理人が選任されている場合には、株主名簿管理人、投資主名簿等管理人又は優先出資者名簿管理人。次条及び第 5 条において同じ。）、受益権原簿管理人、発行代理人、支払代理人、機構加入者、間接口座管理機関及び資金決済会社に対し、その旨を通知する。

(休業日等)

第 4 条 (略)

2 機構は、必要があると認める場合には、前項の休業日以外の臨時休業日又は同項の休業日に係る臨時業務取扱日を定めることができる。この場合において、機構は、あらかじめ、振替株式等の発行者、受益権原簿管理

人、発行代理人、支払代理人、機構加入者、間接口座管理機関、資金決済会社及び受託会社に対し、その旨を通知する。

(業務の臨時停止)

第5条 機構は、必要があると認める場合には、業務の全部又は一部を臨時に停止することができる。この場合において、機構は、速やかに、振替株式等の発行者、受益者名簿管理人、発行代理人、支払代理人、機構加入者、間接口座管理機関、資金決済会社及び受託会社に対し、その旨を通知する。

(機構取扱対象株式等)

第6条 機構は、株式等のうち次に掲げるもの(以下「機構取扱対象株式等」という。)であって次条第1項の同意を得たものを株式等振替業において取り扱うものとする。

(1)～(10) (略)

(11) 金融商品取引所に上場されている受益証券発行信託の受益権又は上場する予定の受益証券発行信託の受益権のうち規則で定める要件を満たすもの

(取扱開始日等の通知)

第8条 機構は、前条第1項の同意を得た機構取扱対象株式等(以下この条において「同意済機構取扱対象株式等」という。)について、その取扱いを開始する日(以下「取扱開始日」という。)を定めたときは、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める事項を通知する。

(1) 当該同意を与えた発行者(株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人若しくは受益者名簿管理人又は発行代理人が選任されている場合には、株

人、発行代理人、支払代理人、機構加入者、間接口座管理機関及び資金決済会社に対し、その旨を通知する。

(業務の臨時停止)

第5条 機構は、必要があると認める場合には、業務の全部又は一部を臨時に停止することができる。この場合において、機構は、速やかに、振替株式等の発行者、受益権原簿管理人、発行代理人、支払代理人、機構加入者、間接口座管理機関及び資金決済会社に対し、その旨を通知する。

(機構取扱対象株式等)

第6条 機構は、株式等のうち次に掲げるもの(以下「機構取扱対象株式等」という。)であって次条第1項の同意を得たものを株式等振替業において取り扱うものとする。

(1)～(10) (略)

(11) 金融商品取引所に上場されている振替受益権又は上場する予定の振替受益権のうち規則で定める要件を満たすもの

(取扱開始日等の通知)

第8条 機構は、前条第1項の同意を得た機構取扱対象株式等(以下この条において「同意済機構取扱対象株式等」という。)について、その取扱いを開始する日(以下「取扱開始日」という。)を定めたときは、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める事項を通知する。

(1) 当該同意を与えた発行者(株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人若しくは受益権原簿管理人又は発行代理人が選任されている場合には、株

主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人若しくは受益者名簿管理人又は発行代理人を含む。第10条第1号において同じ。) 当該発行者の発行する同意済機構取扱対象株式等の取扱いをする旨、取扱開始日及び記録開始日(振替株式等について振替口座簿への増加の記載又は記録を開始する日をいう。以下同じ。)

(2) (略)

第4節 指定株主名簿管理人等、発行代理人、支払代理人、資金決済会社及び受託会社

(指定株主名簿管理人等)

第13条 振替株式等の発行者の株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は受益者名簿管理人(以下この条において「指定株主名簿管理人等」という。)になろうとする者(法人であつて、第49条第1項(第271条第1項及び第272条第1項において準用する場合を含む。))又は第285条の8第1項の通知の発出及び第149条第1項(第271条第1項及び第272条第1項において準用する場合を含む。))若しくは第285条の61第1項の通知の受理又は第283条の受益者登録の請求の取次ぎの受理その他の事務について当該発行者(振替投資信託受益権については受託会社)に代わって機構との間の手続を行う者並びに振替投資信託受益権の受託会社又は振替受益権の発行者が自ら受益者名簿管理人となる場合の当該受託会社又は当該発行者に限る。)は、機構に対し、規則で定めるところにより、指定株主名簿管理人等としての申請を行わなければならない。

2 前項の申請があつた場合において、機構は、申請者が機構との間で株式等振替業に係

主名簿管理人、投資主名簿管理人、優先出資者名簿管理人若しくは受益権原簿管理人又は発行代理人を含む。第10条第1号において同じ。) 当該発行者の発行する同意済機構取扱対象株式等の取扱いをする旨、取扱開始日及び記録開始日(振替株式等について振替口座簿への増加の記載又は記録を開始する日をいう。以下同じ。)

(2) (略)

第4節 指定株主名簿管理人等、発行代理人、支払代理人及び資金決済会社

(指定株主名簿管理人等)

第13条 振替株式等の発行者の株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は受益権原簿管理人(以下この条において「指定株主名簿管理人等」という。)になろうとする者(法人であつて、第49条第1項(第271条第1項及び第272条第1項において準用する場合を含む。))又は第285条の8第1項の通知の発出及び第149条第1項(第271条第1項及び第272条第1項において準用する場合を含む。))又は第285条の61第1項の通知の受理その他の事務について当該発行者に代わって機構との間の手続を行う者に限る。)は、機構に対し、規則で定めるところにより、指定株主名簿管理人等としての申請を行わなければならない。

2 前項の申請があつた場合において、機構は、申請者が機構との間で株式等振替業に係

る指定株主名簿管理人等としての業務を適正かつ確実に遂行することができる能力を有するものと認めるときは、指定株主名簿管理人等としての指定を行う。

3～12 (略)

(削る)

(発行代理人)

第14条 振替新株予約権付社債の新規記録(第2条第29号に規定する新規記録をいう。次項及び次条第1項において同じ。)に関する手続について、発行者に代わって機構との間の手続を行おうとする者(法人に限る。)は、機構に対し、規則で定めるところにより、発行代理人としての申請を行わなければならない。

2～11 (略)

12 機構は、発行代理人が第8項各号に掲げる場合に該当し、当該発行代理人の業務方法に改善が必要と認めるときは、当該発行代理人に対し、株式等振替業に係る業務方法の改善について勧告を行う。この場合において、当該勧告を受けた発行代理人は、速やかに、機構に対し、書面により、業務方法の改善措置に係る報告を行わなければならない。

(受託会社)

第16条の2 振替投資信託受益権に関する手続について、当該投資信託に係る受託者として機構との間の手続を行おうとする者(法人に限る。)は、機構に対し、規則で定めるところにより、受託会社としての申請を行わな

る株主名簿管理人等としての業務を適正かつ確実に遂行することができる能力を有するものと認めるときは、指定株主名簿管理人等としての指定を行う。

3～12 (略)

13 前項までの規定は、受託会社(法人であつて、第276条第1項の通知の発出及び第283条第1項の受益者登録の請求の取次ぎの受理その他の事務について行う者に限る。)について準用する。

(発行代理人)

第14条 振替新株予約権付社債の新規記録(第2条第29号に規定する新規記録をいう。次項及び次条第1項において同じ。)に関する手続について、発行者に代わって機構との間の手続を行おうとする者(法人に限る。)は、あらかじめ、機構に対し、規則で定めるところにより、発行代理人としての申請を行わなければならない。

2～11 (略)

12 機構は、発行代理人が第6項各号に掲げる場合に該当し、当該発行代理人の業務方法に改善が必要と認めるときは、当該発行代理人に対し、株式等振替業に係る業務方法の改善について勧告を行う。この場合において、当該勧告を受けた発行代理人は、速やかに、機構に対し、書面により、業務方法の改善措置に係る報告を行わなければならない。

(新設)

なければならない。

- 2 前項の申請があった場合において、機構は、申請者が機構との間で振替投資信託受益権に係る受託会社としての業務を適正かつ確実に遂行することができる能力を有するものと認めるときは、受託会社としての指定を行う。
- 3 機構は、受託会社としての指定を行う場合には、当該受託会社としての指定を受ける者に対し、その指定の日を通知する。
- 4 機構は、第2項の指定を行った場合には、その旨を公表する。
- 5 受託会社は、第1項の申請に際し機構に届け出た事項に変更があった場合には、直ちに、機構に対し、その旨を届け出なければならない。
- 6 機構は、前項の規定により受託会社の商号又は名称に変更があることを知った場合には、その旨を公表する。
- 7 受託会社は、受託会社としての指定の取消しを受けようとする場合には、機構に対し、その旨を申し出なければならない。
- 8 機構は、受託会社が次の各号のいずれかに該当した場合には、取締役会の決議に基づき、当該受託会社に対し、受託会社としての指定の取消し又は戒告の処分を行うことができる。
  - (1) 法令、法令に基づく行政官庁の処分、この規程、規則又は第292条の規定により機構が定めるところに違反した場合
  - (2) 前号に掲げる場合のほか、株式等振替業の適正かつ円滑な運営を確保するため必要であると機構が認めた場合
- 9 機構は、前項の規定により受託会社としての指定を取り消す場合には、あらかじめ、当該受託会社に対し、その取消しの日を通知す

る。

10 機構は、第1項の規定により受託会社としての指定を行う場合、第5項の規定により受託会社の商号若しくは名称に変更があることを知った場合、第7項の申出により受託会社としての指定を取り消す場合又は前項に規定する場合には、あらかじめ、振替投資信託受益権の発行者、指定株主名簿管理人等、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、指定する受託会社又は指定を取り消す受託会社の商号若しくは名称及びその指定日、変更の日又は取消しの日その他規則で定める事項を通知する。

11 機構は、第7項の申出により受託会社としての指定を取り消した場合又は第8項に規定する処分を行った場合には、遅滞なく、その旨を公表する。

12 機構は、受託会社が第8項各号に掲げる場合に該当し、当該受託会社の業務方法に改善が必要と認めるときは、当該受託会社に対し、株式等振替業に係る業務方法の改善について勧告を行う。この場合において、当該勧告を受けた受託会社は、速やかに、機構に対し、書面により、業務方法の改善措置に係る報告を行わなければならない。

(加入者との契約)

第25条 口座管理機関は、前条第1項の規定により加入者の口座を開設する際に、加入者との間で、次に掲げる事項を含む契約を締結しなければならない。

(1)～(9) (略)

(10) 当該加入者は、前号の発行者に対する届出の取次ぎは、加入者が新たに取得した株式、新株予約権付社債、新株予約権、投資口、優先出資、投資信託受益権又は受益

(加入者との契約)

第25条 口座管理機関は、前条第1項の規定により加入者の口座を開設する際に、加入者との間で、次に掲げる事項を含む契約を締結しなければならない。

(1)～(9) (略)

(10) 当該加入者は、前号の発行者に対する届出の取次ぎは、加入者が新たに取得した株式、新株予約権付社債、新株予約権、投資口、優先出資、投資信託受益権又は受益

証券発行信託の受益権については、総株主通知（第149条第1項に規定する総株主通知をいう。以下第148条まで同じ。）、総新株予約権付社債権者通知（第245条第1項に規定する総新株予約権付社債権者通知をいう。以下第244条まで同じ。）、総新株予約権者通知（第263条において読み替えて準用する第245条第1項に規定する総新株予約権者通知をいう。）、総投資主通知（第271条第1項において読み替えて準用する第149条第1項に規定する総投資主通知をいう。）、総優先出資者通知（第272条第1項において読み替えて準用する第149条第1項に規定する総優先出資者通知をいう。）、受益者登録の請求の取次ぎ若しくは総受益者通知又は個別株主通知（第154条第1項に規定する個別株主通知をいう。以下第153条まで同じ。）、個別投資主通知（第271条第1項において読み替えて準用する第154条第1項に規定する個別投資主通知をいう。）若しくは個別優先出資者通知（第272条第1項において読み替えて準用する第154条第1項に規定する個別優先出資者通知をいう。）のときに行うことに同意すること。

(11) ～ (37) の 3 (略)

(38) 振替投資信託受益権の発行者が機構を通じて受益者登録ができる旨を定めている場合には、当該加入者は、当該口座管理機関に対し、信託の計算期間終了日における振替投資信託受益権に係る当該加入者についての受託会社に対する受益者登録の請求の取次ぎを委託すること。

(39) ～ (42) (略)

証券発行信託の受益権については、総株主通知（第149条第1項に規定する総株主通知をいう。以下第148条まで同じ。）、総新株予約権付社債権者通知（第245条第1項に規定する総新株予約権付社債権者通知をいう。以下第244条まで同じ。）、総新株予約権者通知（第263条において読み替えて準用する第245条第1項に規定する総新株予約権者通知をいう。）、総投資主通知（第271条第1項において読み替えて準用する第149条第1項に規定する総投資主通知をいう。）、総優先出資者通知（第272条第1項において読み替えて準用する第149条第1項に規定する総優先出資者通知をいう。）、受益者登録の請求の取次ぎ（第283条第1項に規定する受益者登録の請求の取次ぎをいう。以下第282条まで同じ。）若しくは総受益者通知又は個別株主通知（第154条第1項に規定する個別株主通知をいう。以下第153条まで同じ。）、個別投資主通知（第271条第1項において読み替えて準用する第154条第1項に規定する個別投資主通知をいう。）若しくは個別優先出資者通知（第272条第1項において読み替えて準用する第154条第1項に規定する個別優先出資者通知をいう。）のときに行うことに同意すること。

(11) ～ (37) の 3 (略)

(38) 振替投資信託受益権の発行者が機構を通じて受益者登録ができる旨を定めている場合には、当該加入者は、当該口座管理機関に対し、信託の計算期間終了日における振替投資信託受益権に係る当該加入者についての受託者に対する受益者登録の請求の取次ぎを委託すること。

(39) ～ (42) (略)

(代理人等の届出の取次ぎ)

第33条 (略)

2 加入者は、発行者に対して次の各号に掲げる届出をする場合には、その直近上位機関に対し、当該届出の取次ぎの請求をしなければならない。

(1) 加入者の口座が複数の者の共有に属する場合の会社法第106条(投資信託及び投資法人に関する法律第77条第4項において準用する場合を含む。)、会社法第237条、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第21条又は信託法(平成18年法律第108号)第193条(投資信託及び投資法人に関する法律第6条第7項及び第50条第4項において準用する場合を含む。)に規定する権利を行使し、かつ、会社法第126条第3項(投資信託及び投資法人に関する法律第77条の3第3項及び協同組織金融機関の優先出資に関する法律第26条において準用する場合を含む。)、会社法第253条第3項又は信託法第191条第3項(投資信託及び投資法人に関する法律第6条第7項及び第50条第4項において準用する場合を含む。)の通知又は催告を受領する者(以下「共有代表者」という。)の選任に係る届出

(2)・(3) (略)

3～8 (略)

(機構からの通知方法等)

第34条 次に掲げる通知、請求若しくは報告又は資料の提出は、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下この条において同じ。)であって規則で定めるものにより

(代理人等の届出の取次ぎ)

第33条 (略)

2 加入者は、発行者に対して次の各号に掲げる届出をする場合には、その直近上位機関に対し、当該届出の取次ぎの請求をしなければならない。

(1) 加入者の口座が複数の者の共有に属する場合の会社法第106条(投資信託及び投資法人に関する法律第77条第4項において準用する場合を含む。)、会社法第237条、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第21条又は信託法第193条(投資信託及び投資法人に関する法律第6条第7項及び第50条第4項において準用する場合を含む。)に規定する権利を行使し、かつ、会社法第126条第3項(投資信託及び投資法人に関する法律第77条の3第3項及び協同組織金融機関の優先出資に関する法律第26条において準用する場合を含む。)、会社法第253条第3項又は信託法第191条第3項(投資信託及び投資法人に関する法律第6条第7項及び第50条第4項において準用する場合を含む。)の通知又は催告を受領する者(以下「共有代表者」という。)の選任に係る届出

(2)・(3) (略)

3～8 (略)

(機構からの通知方法等)

第34条 次に掲げる通知、請求若しくは報告又は資料の提出は、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下この条において同じ。)であって規則で定めるものにより

行うものとする。

(1) 機構がこの規程又は規則で定めるところにより振替株式等の発行者、株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人、受益者名簿管理人、機構加入者、払込取扱銀行及び受託会社に対して行う通知

(2) ・ (3) (略)

(4) 振替株式等の発行者、株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人、受益者名簿管理人、機構加入者、資金決済会社、払込取扱銀行又は受託会社がこの規程又は規則で定めるところにより機構に対して行う請求、通知、報告、申請、届出又は資料の提出

(5) (略)

2・3 (略)

(取得請求権付株式の取得請求の取次ぎを受けた発行者による振替日等の通知)

第62条 (略)

2 (略)

3 前項の通知があった場合であって、当該通知を受けた直接口座管理機関が第1項第1号の加入者の直近上位機関でないときは、当該直接口座管理機関は、直ちに、その直近下位機関であって当該加入者の上位機関であるものに対し、前項の規定により通知を受けた事項の通知をしなければならない。

4～6 (略)

(発行者による買取価格等の通知)

第66条 (略)

2 (略)

3 前項の通知があった場合であって、当該通知を受けた直接口座管理機関が第1項第1

行うものとする。

(1) 機構がこの規程又は規則で定めるところにより振替株式等の発行者、株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人、受益権原簿管理人、機構加入者、払込取扱銀行及び受託会社に対して行う通知

(2) ・ (3) (略)

(4) 振替株式等の発行者、株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人、受益権原簿管理人、機構加入者、資金決済会社、払込取扱銀行又は受託会社がこの規程又は規則で定めるところにより機構に対して行う請求、通知、報告、申請、届出又は資料の提出

(5) (略)

2・3 (略)

(取得請求権付株式の取得請求の取次ぎを受けた発行者による振替日等の通知)

第62条 (略)

2 (略)

3 前項の通知があった場合であって、当該通知を受けた直接口座管理機関が第1項第1号の加入者の直近上位機関でないときは、当該直接口座管理機関は、直ちに、その直近下位機関であって当該加入者の上位機関であるもの対し、前項の規定により通知を受けた事項の通知をしなければならない。

4～6 (略)

(発行者による買取価格等の通知)

第66条 (略)

2 (略)

3 前項の通知があった場合であって、当該通知を受けた直接口座管理機関が第1項第1

号の加入者の直近上位機関でないときは、当該直接口座管理機関は、直ちに、その直近下位機関であって当該加入者の上位機関であるものに対し、前項の規定により通知を受けた事項を通知しなければならない。

4～6 (略)

(買取請求の撤回の処理)

第68条 (略)

2 (略)

3 前項の通知があった場合であって、当該通知を受けた直接口座管理機関が同項の加入者の直近上位機関でないときは、当該直接口座管理機関は、直ちに、その直近下位機関であって当該加入者の上位機関であるものに対し、同項の規定により通知を受けた事項を通知しなければならない。

4 (略)

(取得の対価が振替株式である場合における取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式である振替株式の全部取得)

第80条 (略)

2～10 (略)

11 前項の通知があった場合であって、当該通知を受けた口座管理機関が同項第1号の増加の記載又は記録をすべき加入者の口座を開設した者でないときは、当該口座管理機関は、直ちに、その直近下位機関であって増加の記載又は記録をすべき口座の加入者の上位機関であるものに対し、同項各号に掲げる事項を通知しなければならない。

12～23 (略)

(振替株式の併合に関する記載又は記録手続)

第87条 (略)

号の加入者の直近上位機関でないときは、当該直接口座管理機関は、直ちに、その直近下位機関であって当該加入者の上位機関であるものに対し、前項の規定により通知を受けた事項を通知しなければならない。

4～6 (略)

(買取請求の撤回の処理)

第68条 (略)

2 (略)

3 前項の通知があった場合であって、当該通知を受けた直接口座管理機関が同項の加入者の直近上位機関でないときは、当該直接口座管理機関は、直ちに、その直近下位機関であって当該加入者の上位機関であるものに対し、同項の規定により通知を受けた事項を通知しなければならない。

4 (略)

(取得の対価が振替株式である場合における取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式である振替株式の全部取得)

第80条 (略)

2～10 (略)

11 前項の通知があった場合であって、当該通知を受けた口座管理機関が同項第1号の増加の記載又は記録をすべき加入者の口座を開設した者でないときは、当該口座管理機関は、直ちに、その直近下位機関であって増加の記載又は記録をすべき口座の加入者の上位機関であるものに対し、同項各号に掲げる事項を通知しなければならない。

12～23 (略)

(振替株式の併合に関する記載又は記録手続)

第87条 (略)

2～8 (略)

9 第5項第2号の規定は、第7項第2号の特別株主ごとの数の算出又は同項第3号の信託財産名義ごとの数の算出について準用する。この場合において、特別株主ごとの数の算出については、同号中「特別株主管理簿」とあるのは「第117条第1項に規定する特別株主管理簿に準ずる帳簿」と読み替えるものとし、信託財産名義ごとの数の算出については、同号中「特別株主管理簿」とあるのは「信託財産名義管理簿」と、「特別株主」とあるのは「信託財産名義」と読み替えるものとする。

10～12 (略)

(振替株式の分割に関する記載又は記録手続)

第89条 (略)

2～8 (略)

9 第5項第2号の規定は、第7項第2号の特別株主ごとの数の算出又は同項第3号の信託財産名義ごとの数の算出について準用する。この場合において、特別株主ごとの数の算出については、同号中「特別株主管理簿」とあるのは「第117条第1項に規定する特別株主管理簿に準ずる帳簿」と読み替えるものとし、信託財産名義ごとの数の算出については、同号中「特別株主管理簿」とあるのは「信託財産名義管理簿」と、「特別株主」とあるのは「信託財産名義」と読み替えるものとする。

10～12 (略)

(合併、株式交換又は株式移転により他の銘柄の振替株式が交付される場合に関する記載又は記録手続)

第94条 (略)

2～8 (略)

9 第5項第2号の規定は、第7項第2号の特別株主ごとの数の算出又は同項第3号の信託財産名義ごとの数の算出について準用する。この場合において、特別株主ごとの数の算出については、同号中「特別株主管理簿」とあるのは「第117条第1項に規定する特別株主管理簿に準ずる帳簿」と読み替えるものとし、信託財産名義ごとの数の算出については、同号中「特別株主管理簿」とあるのは「信託財産名義管理簿」と、「特別株主」とあるのは「信託財産名義」と読み替えるものとする。

10～12 (略)

(振替株式の分割に関する記載又は記録手続)

第89条 (略)

2～8 (略)

9 第5項第2号の規定は、第7項第2号の特別株主ごとの数の算出又は同項第3号の信託財産名義ごとの数の算出について準用する。この場合において、特別株主ごとの数の算出については、同号中「特別株主管理簿」とあるのは「第117条第1項に規定する特別株主管理簿に準ずる帳簿」と読み替えるものとし、信託財産名義ごとの数の算出については、同号中「特別株主管理簿」とあるのは「信託財産名義管理簿」と、「特別株主」とあるのは「信託財産名義」と読み替えるものとする。

10～12 (略)

(合併、株式交換又は株式移転により他の銘柄の振替株式が交付される場合に関する記載又は記録手続)

第94条 (略)

2～8 (略)

9 第5項第2号の規定は、第7項第2号の特別株主ごとの数の算出又は同項第3号の信託財産名義ごとの数の算出について準用する。この場合において、特別株主ごとの数の算出については、同号中「特別株主管理簿」とあるのは「第117条第1項に規定する特別株主管理簿に準ずる帳簿」と読み替えるものとし、信託財産名義ごとの数の算出については、同号中「特別株主管理簿」とあるのは「信託財産名義管理簿」と、「特別株主」とあるのは「信託財産名義」と読み替えるものとする。

10～13 (略)

(機構における措置)

第122条 第120条第1項及び前条の規定による報告があった場合には、機構は、次に掲げる措置を執る。

(1)～(4) (略)

2・3 (略)

(口座管理機関による届出)

第166条 (略)

2～7 (略)

8 前各項の規定は、口座管理機関が第1項又は前項の届出の内容を変更しようとする場合について準用する。

(自己の振替新株予約権付社債を移転しようとする場合の取扱い)

第219条 (略)

2・3 (略)

4 前項の通知があった場合であって、当該通知を受けた直接口座管理機関が同項の加入者の直近上位機関でないときは、当該直接口

2～8 (略)

9 第5項第2号の規定は、第7項第2号の特別株主ごとの数の算出又は同項第3号の信託財産名義ごとの数の算出について準用する。この場合において、特別株主ごとの数の算出については、同号中「特別株主管理簿」とあるのは「第117条第1項に規定する特別株主管理簿に準ずる帳簿」と読み替えるものとし、信託財産名義ごとの数の算出については、同号中「特別株主管理簿」とあるのは「信託財産名義管理簿」と、「特別株主」とあるのは「信託財産名義」と読み替えるものとする。

10～13 (略)

(機構における措置)

第122条 第120条第1項及び前条の規定による報告があった場合には、機構は、次に掲げる措置を執る。

(1)～(4) (略)

2・3 (略)

(口座管理機関による届出)

第166条 (略)

2～7 (略)

8 前各項の規定は、口座管理機関が第1項又は前項の届出の内容を変更しようする場合について準用する。

(自己の振替新株予約権付社債を移転しようとする場合の取扱い)

第219条 (略)

2・3 (略)

4 前項の通知があった場合であって、当該通知を受けた直接口座管理機関が同項の加入者の直近上位機関でないときは、当該直接口

座管理機関は、直ちに、その直近下位機関であって当該加入者の上位機関であるものに対し、同項の規定により通知を受けた事項を通知しなければならない。

5～10 (略)

(振替株式でない株式の株主に対する振替新株予約権付社債の新株予約権付社債無償割当ての取扱い)

第224条 (略)

(自己の振替新株予約権付社債を移転しようとする場合の取扱い)

第226条 (略)

2・3 (略)

4 前項の通知があった場合であって、当該通知を受けた直接口座管理機関が同項の加入者の直近上位機関でないときは、当該直接口座管理機関は、直ちに、その直近下位機関であって当該加入者の上位機関であるものに対し、同項の規定により通知を受けた事項を通知しなければならない。

5～8 (略)

(信託財産名義管理簿の記載又は記録事項)

第232条 (略)

2 第134条から第136条までの規定は、振替新株予約権付社債について準用する。この場合において、第134条第1項中「総株主通知、個別株主通知又は発行者による情報提供請求」とあるのは「総新株予約権付社債権者通知」と、第136条第2項中「株式の併合、株式の分割、株式無償割当て、取得条項付株式若しくは全部取得条項付種類株式の全部取得、会社分割、合併、株式交換又は株式移転において、第80条第20項若しくは第21項(第

座管理機関は、直ちに、その直近下位機関であって当該加入者の上位機関であるものに対し、同項の規定により通知を受けた事項を通知しなければならない。

5～10 (略)

(振替株式でない株式の株主に対する振替新株予約付社債の新株予約権付社債無償割当ての取扱い)

第224条 (略)

(自己の振替新株予約権付社債を移転しようとする場合の取扱い)

第226条 (略)

2・3 (略)

4 前項の通知があった場合であって、当該通知を受けた直接口座管理機関が同項の加入者の直近上位機関でないときは、当該直接口座管理機関は、直ちに、その直近下位機関であって当該加入者の上位機関であるものに対し、同項の規定により通知を受けた事項を通知しなければならない。

5～8 (略)

(信託財産名義管理簿の記載又は記録事項)

第232条 (略)

2 第134条から第136条までの規定は、振替新株予約権付社債について準用する。この場合において、第134条第1項中「総株主通知、個別株主通知又は発行者による情報提供請求」とあるのは「総新株予約権付社債権者通知(第240条に規定する総新株予約権付社債権者通知をいう。)」と、第136条第2項中「株式の併合、株式の分割、株式無償割当て、取得条項付株式若しくは全部取得条項付種類株式の全部取得、会社分割、合併、株式交

92条第2項、第102条第9項及び第105条第7項において準用する場合を含む。)、第87条第10項若しくは第11項、第89条第10項若しくは第11項又は第94条第10項若しくは第11項の規定により」とあるのは、「取得条項付株式若しくは全部取得条項付種類株式の全部取得、合併、株式交換、株式移転又は取得条項付新株予約権付社債の全部取得において、第80条第23項において準用する同条第20項若しくは第21項、第94条第13項において準用する同条第10項若しくは第11項、第218条第21項若しくは第22項又は第225条第21項又は第22項の規定により」と、同条第3項中「第77条の規定」とあるのは「第192条の規定」と読み替えるものとする。

(新規記録手続)

第276条 (略)

2 機構加入者は、前項の信託の設定に係る信託財産が機構取扱対象株式等の場合には、規則で定める方法により、当該機構取扱対象株式等を受託会社の口座に振り替えるものとする。

3 機構は、第1項の通知を受けた場合には、直ちに発行口(新規記録を行うために機構が便宜的に設ける帳簿中の欄であって、新規記録通知の内容を一時的に記録するためのものをいう。以下この節において同じ。)に次に掲げる事項の記録を行うとともに、前項の機構加入者、発行者及び受託会社に対し、振替投資信託受益権の銘柄その他の規則で定める事項を通知する。

(1) ~ (4) (略)

4・5 (略)

換又は株式移転において、第80条第20項若しくは第21項(第92条第2項及び第102条第9項において準用する場合を含む。)、第87条第10項若しくは第11項、第89条第10項若しくは第11項又は第94条第10項若しくは第11項の規定により」とあるのは、「取得条項付株式若しくは全部取得条項付種類株式の全部取得、合併、株式交換又は株式移転、取得条項付新株予約権付社債の全部取得において、第80条第23項において準用する同条第20項若しくは第21項、第94条第13項において準用する同条第10項若しくは第11項、第218条第21項若しくは第22項又は第225条第21項又は第22項の規定により」と、同条第3項中「第77条の規定」とあるのは「第192条の規定」と読み替えるものとする。

(新規記録手続)

第276条 (略)

2 機構加入者は、前項の信託の設定として、規則で定める方法により、信託財産とする機構取扱対象株式等を受託会社の口座に振り替える。

3 機構は、第1項の通知を受けた場合には、直ちに発行口(新規記録を行うために機構が便宜的に設ける帳簿中の欄であって、新規記録通知の内容を一時的に記録するためのものをいう。以下この節において同じ。)に次に掲げる事項の記録を行うとともに、規則で定めるところにより、前項の機構加入者、発行者及び受託会社に対し、振替投資信託受益権の銘柄その他の規則で定める事項を通知する。

(1) ~ (4) (略)

4・5 (略)

6 機構は、機構加入者口座に前項の増加の記録をしたときは、当該機構加入者口座の機構加入者、発行者及び受託会社に対し、その旨を通知する。

7～9 (略)

#### 第4節 抹消手続

##### 第1款 交換時抹消

(交換時抹消予定情報)

第277条の2 機構が振替機関として交換（受益者の請求によりその振替投資信託受益権をその信託財産と交換することをいう。以下同じ。）に係る抹消（以下この章において「交換時抹消」という。）を行う場合において、機構加入者が当該交換を自らのために行うとき又は加入者から交換に係る委任を受けたときは、機構加入者は、抹消日の前営業日に機構に対して、交換時抹消により減少記録される振替投資信託受益権の情報として次に掲げる事項（以下この章において「交換時抹消予定情報」という。）を通知しなければならない。

(1)～(4) (略)

2 (略)

(抹消口への記録)

第277条の3 機構は、機構加入者から前条に規定する交換時抹消予定情報の通知を受けた場合には、交換時抹消予定情報に係る内容を抹消口（機構が便宜的に設ける口座で、交換時抹消により減少記録される振替投資信託受益権の口数に係る情報を一時的に記録

6 機構は、機構加入者口座に前項の増加の記録をしたときは、当該機構加入者口座の機構加入者、発行者及び受託会社に対し、第1項第1号から第4号までに掲げる事項が明らかになるものとして規則で定める事項を通知する。

7～9 (略)

#### 第3節の2 交換時抹消手続

(新設)

(交換時抹消予定情報)

第277条の2 機構が振替機関として交換（受益者の請求によりその振替投資信託受益権をその投資信託財産と交換することをいう。以下同じ。）に係る抹消（以下この章において「交換時抹消」という。）を行う場合において、機構加入者は、自らのために抹消を行うとき又は受益者から抹消請求の連絡を受けたときは、機構に対して、交換時抹消により減少記録される振替投資信託受益権の情報として次に掲げる事項（以下この章において「交換時抹消予定情報」という。）を通知しなければならない。

(1)～(4) (略)

2 (略)

(抹消口への記録)

第277条の3 機構は、機構加入者から前条に規定する交換時抹消予定情報の通知を受けた場合には、交換時抹消予定情報に係る内容を抹消日の前営業日に抹消口（機構が便宜的に設ける口座で、交換時抹消により減少記録される振替投資信託受益権の口数に係る情

するための口座をいう。以下この章において同じ。)へ記録するとともに、抹消申請機構加入者(自己又は第277条の11第1項に規定する委任を行った加入者のために抹消手続を行う機構加入者をいう。以下この章において同じ。)、発行者及び受託会社に対し、規則で定める事項(以下この章において「抹消口記録情報」という。)を通知する。

## 2 (略)

(交換時抹消の申請)

第277条の4 抹消申請機構加入者は、抹消口に記録されている交換時抹消に係る銘柄の振替投資信託受益権について前条第2項に基づく信託財産の振替又は同項の機構取扱対象株式等以外の財産の受領を確認したときは、機構に対し、その旨を通知しなければならない。機構は、当該通知をもって、抹消申請機構加入者による機構への振替投資信託受益権の交換時抹消の申請が行われたとみなす。

(抹消記録)

第277条の5 (略)

2 前項の抹消記録を行った場合には、機構は、抹消申請機構加入者、発行者及び受託会社に対し、当該抹消を行った旨その他の規則で定める事項を通知する。この場合において、当該通知を受けた者は、その内容を確認する。

第2款 解約時抹消

報を一時的に記録するための口座をいう。以下この章において同じ。)へ記録するとともに、規則で定めるところにより、抹消申請機構加入者(自己又は第278条の2第1項に規定する委任を行った加入者のために抹消手続を行う機構加入者をいう。以下この章において同じ。)、発行者及び受託会社に対し、当該記録内容及び規則で定める事項(以下この章において「抹消口記録情報」という。)を通知する。

## 2 (略)

(交換時抹消申請)

第277条の4 抹消申請機構加入者は、抹消口に記録されている交換時抹消に係る銘柄の振替投資信託受益権について前条第2項に基づく信託財産の振替又は交換に係る前条第2項の機構取扱対象株式等以外の財産の受領を確認したときは、機構に対し、その旨を通知しなければならない。機構は、当該通知をもって、抹消申請機構加入者による機構への振替投資信託受益権の交換時抹消の申請(以下この章において「交換時抹消申請」という。)が行われたとみなす。

(抹消記録)

第277条の5 (略)

2 前項の抹消記録を行った場合には、機構は、抹消申請機構加入者、発行者及び受託会社に対し、当該抹消を行った旨その他規則で定める事項を通知する。この場合において、当該通知を受けた者は、その内容を確認する。

(新設)

(解約時抹消手続)

第277条の6 第277条の2から第277条の5までの規定（第277条の3第2項の規定を除く。）は、受益者の請求によりその振替投資信託受益権に係る投資信託契約の一部解約（交換を除く。以下同じ。）を行う場合の手続について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表右側に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

<u>交換</u>	<u>解約</u>
<u>交換時抹消</u>	<u>解約時抹消</u>
<u>交換時抹消予定情報</u>	<u>解約時抹消予定情報</u>

(削る)

第3款 一部抹消

(一部抹消予定情報)

第277条の7 機構が振替機関として一部抹消（加入者の請求により当該加入者の振替投資信託受益権を抹消することをいい、交換時抹消及び解約時抹消を除く。以下この節において同じ。）を行う場合において、機構加入者が当該一部抹消を自らのために行うとき又は加入者から一部抹消に係る委任を受けたときは、機構加入者は、機構に対して、一部抹消により減少記録される振替投資信託受益権の情報として次に掲げる事項(以下この章において「一部抹消予定情報」という。)を通知しなければならない。

(1) 一部抹消に係る振替投資信託受益権の銘柄及び口数

(2) 一部抹消により減少の記録がされるのが保有欄であるか又は質権欄であるかの

(新設)

第4節 抹消手続

(新設)

(一部抹消手続)

第278条 第190条及び第191条の規定は、第277条の2第1項に規定する場合を除き、振替投資信託受益権の一部を抹消する手続について準用する。この場合において、第190条中「金額」とあるのは「口数」と、「法第199条第1項の申請」とあるのは「法第121条が準用する法71条第1項の申請）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

別

(3) 抹消日

(4) その他規則で定める事項

2 前項に定めるもののほか、機構が振替機関として一部抹消を行う場合の一部抹消予定情報に関し必要な事項は、規則で定める。

(抹消口への記録)

第277条の8 機構は、機構加入者から前条に規定する一部抹消予定情報の通知を受けた場合には、一部抹消予定情報に係る内容を抹消口へ記録するとともに、抹消申請機構加入者、発行者及び受託会社に対し、抹消口記録情報を通知する。

(新設)

(一部抹消の申請)

第277条の9 抹消申請機構加入者は、抹消口に記録されている一部抹消に係る銘柄の振替投資信託受益権について一部抹消を行うときは、機構に対し、その旨を通知しなければならない。機構は、当該通知をもって、抹消申請機構加入者による機構への振替投資信託受益権の一部抹消の申請が行われたとみなす。

(新設)

(抹消記録)

第277条の10 機構は、前条の通知を受けた場合には、第277条の8の規定により抹消口に記録した口数につき抹消申請機構加入者の口座の減少の記録を行う。

(新設)

2 前項の抹消記録を行った場合には、機構は、抹消申請機構加入者、発行者及び受託会社に対し、当該抹消を行った旨その他の規則で定める事項を通知する。この場合において、当該通知を受けた者は、その内容を確認する。

第4款 手続の委任

(抹消手続の委任)

第277条の11 加入者（機構加入者を除く。）は、振替投資信託受益権の抹消の手続に係る事務のうち規則で定める事項について、直近上位機関である口座管理機関に委任する。

2 (略)

(準用規定)

第278条 (略)

2 第3章第13節の規定を振替投資信託受益権について準用する場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(略)	(略)	(略)
第113条第3項又は第136条第3項	第77条の規定により	第284条の規定において読み替えて準用する第260条の規定により
(略)	(略)	(略)

(準用規定)

第279条 第3章第14節の規定(第138条第1項及び第2項の規定を除く。)は、振替投資信託受益権に係る振替口座簿に記載又は記録をすべき数についての照合等の手続について準用する。この場合において、次の表の左

(新設)

(抹消手続の委任)

第278条の2 加入者（機構加入者を除く。）は、前節及び前条に規定する振替投資信託受益権の一部の抹消の手続に係る事務のうち規則で定める事項について、直近上位機関である口座管理機関に委任する。

2 (略)

(準用規定)

第278条の3 (略)

2 第3章第13節の規定を振替投資信託受益権について準用する場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(略)	(略)	(略)
第113条第3項又は第136条第3項	第77条の規定により	第278条の規定において読み替えて準用する第190条及び第191条の規定により
(略)	(略)	(略)

(準用規定)

第279条 第3章第14節の規定(第138条第1項及び第2項の規定を除く。)は、振替投資信託受益権に係る振替口座簿に記載又は記録をすべき数についての照合等の手続について準用する。この場合において、次の表の左

欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右側に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(略)	(略)	(略)
第138条第4項	発行総数 (消却された振替株式の数を除く。)	総発行口数 ( <u>抹消済みの口数を除く。</u> )

(機構の超過記録に係る義務の履行)

第280条 法第121条において読み替えて準用する第77条に規定する権利の取得があった銘柄の振替投資信託受益権につき、すべての加入者の有する当該銘柄の振替投資信託受益権の総口数が当該銘柄の振替投資信託受益権の総発行口数(抹消済みの口数を除く。)を超えることとなる場合において、第1号の合計口数が第2号の総発行口数を超えるときは、機構は、その超過口数(第1号の合計口数から第2号の総発行口数を控除した口数をいう。)に達するまで、当該銘柄の振替投資信託受益権を取得する義務を負う。

(1) (略)

(2) 当該銘柄の振替投資信託受益権の総発行口数(抹消済みの口数を除く。)

2～5 (略)

欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右側に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(略)	(略)	(略)
第138条第4項	発行総数 (消却された振替株式の数を除く。)	総発行口数 ( <u>償還済み又は交換済みの口数を除き、追加設定により新規記録された口数を加える。</u> )

(機構の超過記録に係る義務の履行)

第280条 法第121条において読み替えて準用する第77条に規定する権利の取得があった銘柄の振替投資信託受益権につき、すべての加入者の有する当該銘柄の振替投資信託受益権の総口数が当該銘柄の振替投資信託受益権の総発行口数(償還済み又は交換済みの口数を除き、追加設定により新規記録された口数を加える。)を超えることとなる場合において、第1号の合計口数が第2号の総発行口数を超えるときは、機構は、その超過口数(第1号の合計口数から第2号の総発行口数を控除した口数をいう。)に達するまで、当該銘柄の振替投資信託受益権を取得する義務を負う。

(1) (略)

(2) 当該銘柄の振替投資信託受益権の総発行口数(償還済み又は交換済みの口数を除き、追加設定により新規発行された口数を加える。)

2～5 (略)

(口座管理機関の超過記載又は記録に係る義務の履行)

第282条 法第121条において読み替えて準用する第77条に規定する権利の取得があった銘柄の振替投資信託受益権につき、すべての加入者の有する当該銘柄の振替投資信託受益権の総口数が当該銘柄の振替投資信託受益権の総発行口数(抹消済みの口数を除く。)を超えることとなる場合において、第1号の合計口数が第2号の口数を超えることとなる口座管理機関があるときは、当該口座管理機関は、発行者に対し、その超過口数(第1号の合計口数から第2号の口数を控除した口数をいう。)に相当する口数の当該銘柄の振替投資信託受益権について債務の全部を免除する旨の意思表示をする義務を負う。

(1)・(2) (略)

2～5 (略)

(準用規定)

第284条 第4章第19節の規定(第259条を除く。)は、振替投資信託受益権の取扱廃止時の取扱いについて準用する。この場合において、同節の規定中「新株予約権付社債券」及び「社債券」とあるのは「受益証券」と、「法第193条第2項」とあるのは「法第121条において読み替えて準用する第67条第2項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(振替投資信託受益権の内容の提供)

第285条 機構は、発行者から第276条第1項の通知を受けた場合には、規則で定める方法に

(口座管理機関の超過記載又は記録に係る義務の履行)

第282条 法第121条において読み替えて準用する第77条に規定する権利の取得があった銘柄の振替投資信託受益権につき、すべての加入者の有する当該銘柄の振替投資信託受益権の総発行口数が当該銘柄の振替投資信託受益権の総発行口数(償還済み又は交換済みの口数を除き、追加設定により新規記録された口数を加える。)を超えることとなる場合において、第1号の合計口数が第2号の口数を超えることとなる口座管理機関があるときは、当該口座管理機関は、発行者に対し、その超過口数(第1号の合計口数から第2号の口数を控除した口数をいう。)に相当する口数の当該銘柄の振替投資信託受益権について債務の全部を免除する旨の意思表示をする義務を負う。

(1)・(2) (略)

2～5 (略)

(準用規定)

第284条 第4章第19節の規定(第259条を除く。)は、振替投資信託受益権の取扱廃止時の取扱いについて準用する。この場合において、同節の規定中「新株予約付社債券」及び「社債券」とあるのは「受益証券」と、「法第193条第2項」とあるのは「法第121条において読み替えて準用する第67条第2項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(振替投資信託受益権の内容の提供)

第285条 機構は、発行者から第276条において読み替えて準用する第51条第1項の通知を

より、規則で定める事項を加入者が知ることができるようにする措置を執る。

(口座管理機関による届出)

第285条の71 (略)

2～7 (略)

8 前各項の規定は、口座管理機関が第1項又は前項の届出の内容を変更しようとする場合について準用する。

(手数料の納入)

第286条 振替株式等の発行者、株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人、受益者名簿管理人、発行代理人、支払代理人、機構加入者、間接口座管理機関、資金決済会社、払込取扱銀行、受託会社及び機構に対し次条の規定に基づく請求を行う者(機構加入者の利害関係人に限る。)は、規則で定めるところにより、規則で定める手数料を機構に納入しなければならない。

(免責)

第290条 機構は、振替株式等の発行者、株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人、受益者名簿管理人、発行代理人、支払代理人、機構加入者、間接口座管理機関、資金決済会社及び受託会社が機構との間の株式等振替業に係る業務に関し損害を受けることがあっても、機構に故意又は重大な過失が認められる場合を除き、これを賠償する責めに任じない。

2 (略)

(報告及び調査)

第291条 (略)

受けた場合には、規則で定める方法により、規則で定める事項を加入者が知ることができるようにする措置を執る。

(口座管理機関による届出)

第285条の71 (略)

2～7 (略)

8 前各項の規定は、口座管理機関が第1項又は前項の届出の内容を変更しようする場合について準用する。

(手数料の納入)

第286条 振替株式等の発行者、株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人、受益権原簿管理人、発行代理人、支払代理人、機構加入者、間接口座管理機関、資金決済会社、払込取扱銀行及び機構に対し次条の規定に基づく請求を行う者(機構加入者の利害関係人に限る。)は、規則で定めるところにより、規則で定める手数料を機構に納入しなければならない。

(免責)

第290条 機構は、振替株式等の発行者、株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人、受益権原簿管理人、発行代理人、支払代理人、機構加入者、間接口座管理機関及び資金決済会社が機構との間の株式等振替業に係る業務に関し損害を受けることがあっても、機構に故意又は重大な過失が認められる場合を除き、これを賠償する責めに任じない。

2 (略)

(報告及び調査)

第291条 (略)

2 (略)

3 機構は、株式等振替業の適正な運営を確保するために必要かつ適当であると認める場合には、その理由を示して、振替株式等の発行者、株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人、受益者名簿管理人、発行代理人、支払代理人、機構加入者、間接口座管理機関、資金決済会社及び受託会社に対し、株式等振替業に関し必要な事項の報告又は資料の提出を求めることができる。

4 (略)

(準拠法及び合意管轄)

第295条 株式等振替制度に関する機構と振替株式等の発行者、株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人、受益者名簿管理人、発行代理人、支払代理人、機構加入者、間接口座管理機関、資金決済会社又は受託会社との間の権利義務についての準拠法は、日本法とする。

2 株式等振替制度に関する機構と振替株式等の発行者、株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人、受益者名簿管理人、発行代理人、支払代理人、機構加入者、間接口座管理機関、資金決済会社又は受託会社との間の権利義務について紛議が生じた場合の争訟については、東京地方裁判所を専属管轄裁判所とする。ただし、機構は、管轄が認められる国外の裁判所において振替株式等の発行者、株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人、受益者名簿管理人、発行代理人、支払代理人、機構加入者、間接口座管理機関、資金決済会社又は受託会社に対し訴訟を提起することを妨げられない。

2 (略)

3 機構は、株式等振替業の適正な運営を確保するために必要かつ適当であると認める場合には、その理由を示して、振替株式等の発行者、株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人、受益権原簿管理人、発行代理人、支払代理人、機構加入者、間接口座管理機関及び資金決済会社に対し、株式等振替業に関し必要な事項の報告又は資料の提出を求めることができる。

4 (略)

(準拠法及び合意管轄)

第295条 株式等振替制度に関する機構と振替株式等の発行者、株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人、受益権原簿管理人、発行代理人、支払代理人、機構加入者、間接口座管理機関、資金決済会社又は受託会社との間の権利義務についての準拠法は、日本法とする。

2 株式等振替制度に関する機構と振替株式等の発行者、株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人、受益権原簿管理人、発行代理人、支払代理人、機構加入者、間接口座管理機関、資金決済会社又は受託会社との間の権利義務について紛議が生じた場合の争訟については、東京地方裁判所を専属管轄裁判所とする。ただし、機構は、管轄が認められる国外の裁判所において振替株式等の発行者、株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人、受益権原簿管理人、発行代理人、支払代理人、機構加入者、間接口座管理機関、資金決済会社又は受託会社に対し訴訟を提起することを妨げられない。

附 則

(投資信託受益権の特例)

第21条 特例投資信託受益権(法附則第32条第1項に規定する投資信託の受益権(投資信託契約において分割又は併合の定めのあるものを除く。)のうち規程第6条第1項第10号に掲げるものをいう。以下同じ。)のうち機構が法第13条第1項の規定に基づき特例投資信託受益権の発行者の同意を得たものであって、振替受入簿に記載又は記録がされたものについては、振替投資信託受益権とみなして、この規程の規定(第275条及び第285条を除く。)を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(略)	(略)	(略)
第280条第1項	の総発行口数(抹消済みの口数を除く。)	について振替受入簿に記載がされた口数の合計口数(当該記録の効力が生じなかった場合における当該記録に係る口数及び抹消済みの口数を除く。)

附 則

(投資信託受益権の特例)

第21条 特例投資信託受益権(法附則第32条第1項に規定する投資信託の受益権(投資信託契約において分割又は併合の定めのあるものを除く。)のうち規程第6条第1項第10号に掲げるものをいう。以下同じ。)のうち機構が法第13条第1項の規定に基づき特例投資信託受益権の発行者の同意を得たものであって、振替受入簿に記載又は記録がされたものについては、振替投資信託受益権とみなして、この規程の規定(第275条及び第285条を除く。)を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(略)	(略)	(略)
第280条第1項	の総発行口数(償還済み又は交換済みの口数を除き、追加設定により新規記録された口数を加える。)	について振替受入簿に記載がされた口数の合計口数(当該記録の効力が生じなかった場合における当該記録に係る口数及び償還済み又は交換済みの口数を除き、追加設定により新規記録され

(略)	(略)	(略)
第 282 条 第 1 項	の総発行口数（ <u>抹消済みの口数を除く。</u> ）	について振替受入簿に記録がされた口数の合計口数（当該記録の効力が生じなかった場合における当該記録に係る口数及び <u>抹消済みの口数を除く。</u> ）
(略)	(略)	(略)

（特例投資信託受益権に係る振替受入簿の記録の抹消）

第28条 特例加入者は、その有する特例投資信託受益権について移行申請をする権限を有しない者の申請により振替受入簿への記録がされた場合において、当該特例投資信託受益権について規程第277条の9の規定により一部抹消の申請が行われているときは、機構に対し、当該特例投資信託受益権に係る振替受入簿の記録の抹消の申請をすることができる。

2 (略)

		<u>た口数を加える。）</u>
(略)	(略)	(略)
第 282 条 第 1 項	の総発行口数（ <u>償還済み又は交換済みの口数を除き、追加設定により新規記録された口数を加える。</u> ）	について振替受入簿に記録がされた口数の合計口数（当該記録の効力が生じなかった場合における当該記録に係る口数及び <u>償還済み又は交換済みの口数を除き、追加設定により新規記録された口数を加える。</u> ）
(略)	(略)	(略)

（特例投資信託受益権に係る振替受入簿の記録の抹消）

第28条 特例加入者は、その有する特例投資信託受益権について移行申請をする権限を有しない者の申請により振替受入簿への記録がされた場合において、当該特例投資信託受益権について規程第278条において読み替えて準用する規程第190条第1項の一部抹消の申請が行われているときは、機構に対し、当該特例投資信託受益権に係る振替受入簿の記録の抹消の申請をすることができる。

2 (略)

## 2. 附則

- 1 この改正規定は、平成 23 年 11 月 28 日から施行する。
- 2 改正前の第 13 条第 13 項の規定に従い受託会社として当機構の指定を受けた者のうち、第 276 条第 1 項の通知の発出その他の事務を行うものについては、改正規定施行の日において受託会社とする。
- 3 改正前の第 13 条第 13 項の規定に従い受託会社として当機構の指定を受けた者のうち、第 283 条の受益者登録の請求の取次ぎの受理その他の事務を行うものについては、改正規定施行の日において指定株主名簿管理人等とする。

以 上

振替投資信託受益権の一部抹消手続の整備等に伴う  
株式等の振替に関する業務規程施行規則の一部改正について

1. 株式等の振替に関する業務規程施行規則（平成20年8月15日通知）（下線部分変更）

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節～第3節（略）</p> <p>第4節 指定株主名簿管理人等、発行代理人、支払代理人、<u>資金決済会社及び受託会社</u>（第7条～第10条の2）</p> <p>第5節～第7節（略）</p> <p>第2章～第8章（略）</p> <p>附則</p> <p>（用語）</p> <p>第1条（略）</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（5）（略）</p> <p style="padding-left: 40px;">（削る）</p> <p>（6）～（9）（略）</p> <p>（10）株主名簿管理人コード 株式等振替制度において株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は<u>受益者名簿管理人</u>を特定するための機構が株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は<u>受益者名簿管理人</u>ごとに定めるコードをいう。</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節～第3節（略）</p> <p>第4節 指定株主名簿管理人等、発行代理人、支払代理人<u>及び資金決済会社</u>（第7条～第10条）</p> <p>第5節～第7節（略）</p> <p>第2章～第8章（略）</p> <p>附則</p> <p>（用語）</p> <p>第1条（略）</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（5）（略）</p> <p><u>（5）の2 受益者照会コード 株式等振替制度において通知受益者その他機構が定める者の氏名又は名称及び住所を特定するための機構が定めるコードをいう、株主等照会コードと同一のコードをいう。</u></p> <p>（6）～（9）（略）</p> <p>（10）株主名簿管理人コード 株式等振替制度において株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は<u>受益権原簿管理人</u>を特定するための機構が株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は<u>受益権原簿管理人</u>（<u>受益権原簿管理人が選任されていない場合には、当該振替受益権の発行者又は当該振替投資信託受益権の発</u></p>

(11) 委託会社コード 株式等振替制度において振替投資信託受益権の発行者を特定するための機構が発行者ごとに定めるコードをいう。

(12) 受託会社コード 株式等振替制度において振替投資信託受益権の受託会社を特定するための機構が受託会社ごとに定めるコードをいう。

(同意書)

第3条 (略)

2 前項の同意書には、次の各号に掲げる同意を与える株式等の種類に応じて、当該各号に定める書類を添付するものとする。ただし、第1号イからハまでに掲げる書類については、機構が認める場合には、その添付を省略することができる。

(1)～(5) (略)

(6) 投資信託受益権

イ・ロ (略)

ハ 次に掲げる事項を記載した所定の書面

(イ)～(ニ) (略)

(ホ) 受託会社の商号又は名称

(ヘ) 受益者名簿管理人(指定株主名簿管理人等である者に限る。)の商号又は名称

(ト)～(ヌ) (略)

ニ (略)

ホ 所定のTarget保振サイトの利用申込書

ヘ (略)

(7) 受益証券発行信託の受益権

イ・ロ (略)

行者)ごとに定めるコードをいう。

(新設)

(新設)

(同意書)

第3条 (略)

2 前項の同意書には、次の各号に掲げる同意を与える株式等の種類に応じて、当該各号に定める書類を添付するものとする。ただし、第1号イからハまでに掲げる書類については、機構が認める場合には、その添付を省略することができる。

(1)～(5) (略)

(6) 投資信託受益権

イ・ロ (略)

ハ 次に掲げる事項を記載した所定の書面

(イ)～(ニ) (略)

(ホ) 受託者の商号又は名称

(ヘ) 受託者が受益者登録に係る事務を他の者に委託している場合には、その旨及び当該他の者の商号又は名称

(ト)～(ヌ) (略)

ニ (略)

ホ 所定のTarget保振サイトの利用申込書 (すでにTarget保振サイトを利用している場合を除く。)

ヘ (略)

(7) 受益証券発行信託の受益権

イ・ロ (略)

ハ 次に掲げる事項を記載した所定の書面

(イ) ~ (ニ) (略)

(ホ) 受益者名簿管理人（指定株主名簿管理人等である者に限る。）の商号又は名称

(ヘ) ~ (ヌ) (略)

ニ~ヘ (略)

3 (略)

(株式等の取扱いの廃止の事由)

第5条 (略)

2 規程第9条第1項に規定する規則で定める日は、原則として、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 機構取扱対象株式等に該当しなくなった直前において規程第6条第1号、第3号、第5号又は第8号から第11号までに掲げるもの（上場する予定のものを除く。）であったもの 金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場における売買に係る最終売買決済日の翌営業日

(2) (略)

(3) 機構取扱対象株式等に該当しなくなった直前において規程第6条第1号若しくは第8号から第11号までに掲げるもの（上場する予定のものに限る。）又は同条第4号若しくは第6号に掲げるものであったもの 機構取扱対象株式等に該当しなくなった日

3・4 (略)

第4節 指定株主名簿管理人等、発行代理人、支払代理人、資金決済会社及び受託会社

ハ 次に掲げる事項を記載した所定の書面

(イ) ~ (ニ) (略)

(ホ) 発行者が選任した受益権原簿管理人の商号又は名称（受益権原簿管理人を選任する場合に限る。）

(ヘ) ~ (ヌ) (略)

ニ~ヘ (略)

3 (略)

(株式等の取扱いの廃止の事由)

第5条 (略)

2 規程第9条第1項に規定する規則で定める日は、原則として、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 機構取扱対象株式等に該当しなくなった直前において規程第6条第1号、第3号、第5号又は第8号から第10号までに掲げるもの（上場する予定のものを除く。）であったもの 金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場における売買に係る最終売買決済日の翌営業日

(2) (略)

(3) 機構取扱対象株式等に該当しなくなった直前において規程第6条第1号若しくは第8号から第10号までに掲げるもの（上場する予定のものに限る。）又は同条第4号若しくは第6号に掲げるものであったもの 機構取扱対象株式等に該当しなくなった日

3・4 (略)

第4節 指定株主名簿管理人等、発行代理人、支払代理人及び資金決済会社

(株主名簿管理人等の申請事項)

第7条 規程第13条第1項の規定により指定株主名簿管理人等としての申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した所定の書面（以下「指定株主名簿管理人等指定申請書」という。）を機構に提出しなければならない。

(1)～(7) (略)

2～4 (略)

(受託会社の申請事項)

第10条の2 規程第16条の2第1項の規定により受託会社としての申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「受託会社指定申請書」という。）を機構に提出しなければならない。

(1) 登記上の商号又は名称

(2) 登記上の本店又は主たる事務所の所在地

(3) 登記上の代表者の役職名及び氏名

(4) 受託会社としての指定を申請する旨

(5) 機構が定める業務規程その他の規則及び機構が講ずる必要な措置に従うことを約諾する旨

(6) 機構が定める業務処理の方法に従うことを約諾する旨

(7) その他機構が定める事項

2 前項の受託会社指定申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第1号及び第2号に掲げる書類については、機構が認める場合には、その添付を省略することができる。

(1) 代表者の印鑑証明書

(2) 登記事項証明書

(3) 次に掲げる事項を記載した所定の書面

イ 登記上の商号又は名称

(株主名簿管理人等の申請事項)

第7条 規程第13条第1項の規定により指定株式名簿管理人等としての申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した所定の書面（以下「指定株主名簿管理人等指定申請書」という。）を機構に提出しなければならない。

(1)～(7) (略)

2～4 (略)

(新設)

ロ 登記上の本店又は主たる事務所の所在地

ハ 登記上の代表者の役職名及び氏名

ニ 代表者代理人の役職名及び氏名（代表者代理人を選任する場合に限る。）

ホ 業務責任者及び業務担当者の役職名及び氏名

ヘ その他機構が定める事項

（４）その他機構が定める書類

3 機構は、規程第16条の2第4項又は第11項の場合において、受託会社の受託会社コードを公表する。

4 規程第16条の2第10項に規定する規則で定める事項は、受託会社コードとする。

（機構からの通知等に係る電磁的方法）

第34条 規程第34条第1項に規定する規則で定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

（１）規程第34条第1項第1号の通知 次に掲げる方法

イ 振替株式等の発行者（株主名簿管理人、投資主名簿等管理人又は優先出資者名簿管理人が選任されている場合には株主名簿管理人、投資主名簿等管理人又は優先出資者名簿管理人。以下この条において「発行者等」という。）、受益者名簿管理人、機構加入者、発行代理人、支払代理人、資金決済会社、払込取扱銀行又は受託会社の機構が提供する統合W e b 機能を利用するための端末装置（以下「統合W e b 端末」という。）への出力

ロ 振替株式等の発行者等、受益者名簿管理人、機構加入者、発行代理人、支払代理人、資金決済会社、払込取扱銀行又は受託会社のコンピュータ・シス

（機構からの通知等に係る電磁的方法）

第34条 規程第34条第1項に規定する規則で定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

（１）規程第34条第1項第1号の通知 次に掲げる方法

イ 振替株式等の発行者（株主名簿管理人、投資主名簿等管理人又は優先出資者名簿管理人が選任されている場合には株主名簿管理人、投資主名簿等管理人又は優先出資者名簿管理人。以下この条において「発行者等」という。）、受益権原簿管理人、機構加入者、発行代理人、支払代理人、資金決済会社、払込取扱銀行又は受託会社の機構が提供する統合W e b 機能を利用するための端末装置（以下「統合W e b 端末」という。）への出力

ロ 振替株式等の発行者等、受益権原簿管理人、機構加入者、発行代理人、支払代理人、資金決済会社、払込取扱銀行又は受託会社のコンピュータ・シス

テムと機構のコンピュータ・システムによるデータ授受の方法のうち、そのデータをファイルとして伝送する方式であって機構が適当と認めるもの（以下「ファイル伝送」という。）

ハ ファイル伝送以外の、振替株式等の発行者等、受益者名簿管理人、機構加入者、発行代理人、支払代理人、資金決済会社、払込取扱銀行又は受託会社のコンピュータ・システムと機構のコンピュータ・システムによるデータ授受の方法であって機構が適当と認めるもの（以下「オンライン・リアルタイム接続」という。）

ニ 振替株式等の発行者等、受益者名簿管理人、機構加入者又は受託会社の機構が提供する加入者情報の通知その他の機能を利用するための端末装置（以下「加入者情報Web端末」という。）への出力

ホ （略）

(2)～(4) （略）

(5) 規程第34条第1項第5号の通知  
次に掲げる方法

イ～ニ （略）

2 （略）

（銘柄情報に係る通知）

第353条 規程第275条の通知は、Target保振サイト接続その他機構の定める方法により行うものとする。

（削る）

（削る）

テムと機構のコンピュータ・システムによるデータ授受の方法のうち、そのデータをファイルとして伝送する方式であって機構が適当と認めるもの（以下「ファイル伝送」という。）

ハ ファイル伝送以外の、振替株式等の発行者等、受益権原簿管理人、機構加入者、発行代理人、支払代理人、資金決済会社、払込取扱銀行又は受託会社のコンピュータ・システムと機構のコンピュータ・システムによるデータ授受の方法であって機構が適当と認めるもの（以下「オンライン・リアルタイム接続」という。）

ニ 振替株式等の発行者等、受益権原簿管理人、機構加入者又は受託会社の機構が提供する加入者情報の通知その他の機能を利用するための端末装置（以下「加入者情報Web端末」という。）への出力

ホ （略）

(2)～(4) （略）

(5) 規程第34条第1項第5号の通知

イ～ニ （略）

2 （略）

（銘柄情報に係る通知）

第353条 規程第275条の通知は、同第12条の通知その他機構の定める方法により行うものとする。

2 規程第275条第17号に規定する規則で定める事項は、当初一口あたり元本の額とする。

（新規記録通知の通知事項）

第354条 規程第276条において読み替えて

(新規記録通知をする時期)

第354条 (略)

(新規記録通知事項等)

第354条の2 (略)

2・3 (略)

4 規程第276条第3項本文及び同項第4号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 株式等リファレンスナンバー

(2) 進捗ステータス(信託設定済通知待ちである旨)

(3) 振替投資信託受益権の銘柄

(4) 振替投資信託受益権の銘柄コード

(5) 発行口に記録した口数

(6) 委託会社コード

(7) 受託会社コード

(8) 新規記録をすべき口座に係る機構加入者コード

(9) 新規記録日

(10) その他機構が定める事項

(削る)

(削る)

5 規程第276条第4項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 株式等リファレンスナンバー

(2) 受託会社コード

準用する第51条第2項第2号に規定する規則で定める事項は、同号の機構加入者の機構加入者コードとする。

(新規記録通知をする時期)

第354条の2 (略)

(新規記録通知事項等)

第354条の3 (略)

2・3 (略)

4 規程第276条第3項第4号に規定する規則で定める事項は、機構が定める事項とする。

5 規程第276条第3項の通知は、統合Web端末の利用その他の機構が定める方法により行う。

6 規程第276条第3項に規定する規則で定める事項は、新規記録をすべき振替投資信託受益権の銘柄コードその他の機構が定める事項とする。

7 規程第276条第4項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 当該信託に係る振替投資信託受益権の銘柄コード

(2) 受託会社に係る受託会社コード

(3) 振替投資信託受益権の銘柄コード

(4) その他機構が定める事項

(削る)

(振替株式についての規定の準用)

第355条 第2章の規定は、規程第273条、第277条、第278条、第279条、第283条の2及び第283条の3において振替投資信託受益権について規程第3章第1節、同章第3節、同章第13節、同章第14節、同章第19節及び同章第21節の規定を読み替えて準用する場合について準用する。

(交換時抹消予定情報に係る機構加入者の通知事項)

第355条の2 規程第277条の2 第1項第4号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) ~ (3) (略)

(抹消口への記録に伴う通知事項)

第355条の3 規程第277条の3第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 株式等リファレンスナンバー

(2) 進捗ステータス (信託財産振替済通知待ちである旨)

(3) 振替投資信託受益権の銘柄

(4) 振替投資信託受益権の銘柄コード

(5) 抹消口に記録した口数

(6) 委託会社コード

(7) 受託会社コード

(8) 抹消申請機構加入者の機構加入者コード

(9) 抹消日

(3) その他機構が定める事項

(新設)

8 規程第276条第6項に規定する規則で定める事項は、同項の機構加入者の機構加入者コードとする。

(振替株式についての規定の準用)

第355条 第2章の規定は、規程第273条、第277条、第278条の3、第279条、第283条の2及び第283条の3において振替投資信託受益権について同第3章第1節、同第3章第3節、同章第13節、同章第14節、同章第19節及び同章第21節の規定を読み替えて準用する場合について準用する。

(交換時抹消予定情報に係る機構加入者の通知事項)

第355条の2 規程第277条の2 第4号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) ~ (3) (略)

(抹消口への記録に伴う通知事項)

第355条の3 第277条の3第1項の通知は、統合Web端末の利用その他の機構が定める方法により行う。

(10) その他機構が定める事項

(削る)

(抹消記録に伴う通知事項)

第355条の5 規程第277条の5第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 株式等リファレンスナンバー

(2) 進捗ステータス(抹消済みである旨)

(3) 振替投資信託受益権の銘柄

(4) 振替投資信託受益権の銘柄コード

(5) 抹消した口数

(6) 委託会社コード

(7) 受託会社コード

(8) 抹消申請機構加入者の機構加入者コード

(9) 抹消日

(10) その他機構が定める事項

(解約時抹消手続について準用する規程の規定の読替え)

第355条の6 規程第277条の6において解約時抹消手続について同第277条の2から第277条の5までの規定(第277条の3第2項の規定を除く。)を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

<u>読み替える規程の規定</u>	<u>読み替えられる字句</u>	<u>読み替える字句</u>
第277条の2第1項	その投資信託受益権をその信託財産と交換すること	その投資信託受益権に係る投資信託契約の一部解約を行

2 規程第277条の3第1項に規定する規則で定める事項は、減少の記録がされるべき振替投資信託受益権の銘柄コードその他の機構が定める事項とする。

(抹消記録に伴う通知事項)

第355条の5 規程第277条の5第2項に規定する規則で定める事項は、減少の記録がされるべき振替投資信託受益権の銘柄コードその他の機構が定める事項とする。

(振替新株予約権付社債についての規定の準用)

第355条の6 第3章第5節第1款(第266条第1号及び第2号イを除く。)は、規程第278条において振替投資信託受益権について同第190条及び第191条を読み替えて準用する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第264条	同第194条第1項、第209条第2項及び第211条に規	振替投資信託受益権の償還又は解約が行われる場合
-------	-----------------------------	-------------------------

		<u>うこと</u>
<u>第 277 条 の 4</u>	<u>前条第 2 項 に基づく信託財産の振替又は同項の機構取扱対象株式等以外の財産</u>	<u>金銭</u>
<u>第 277 条 の 5 第 1 項</u>	<u>第 277 条 の 3 第 1 項</u>	<u>第 277 条 の 6 において読み替えて準用する第 277 条 の 3 第 1 項</u>

	<u>定する場合</u>	
<u>第 265 条 第 1 項第 3 号</u>	<u>同項第 3 号の一部抹消口座に係る加入者口座コード</u>	<u>同項第 3 号の一部抹消口座に係る機構加入者コード</u>

(一部抹消予定情報に係る機構加入者の通知事項)

第 355 条 の 7 規程第 277 条 の 7 第 1 項第 4 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 当該一部抹消に係る振替投資信託受益権の銘柄コード
- (2) 減少の記録がされるべき口座に係る機構加入者コード
- (3) その他機構が定める事項

(新設)

(抹消記録に伴う通知事項)

第 355 条 の 8 規程第 277 条 の 10 第 2 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 株式等リファレンスナンバー
- (2) 進捗ステータス (抹消済みである旨)
- (3) 振替投資信託受益権の銘柄
- (4) 振替投資信託受益権の銘柄コード
- (5) 抹消した口数
- (6) 委託会社コード
- (7) 受託会社コード

(新設)

(8) 抹消申請機構加入者の機構加入者コード

(9) 抹消日

(10) その他機構が定める事項

(抹消手続の委任事項)

第355条の9 規程第277条の11第1項に規定する規則で定める事項は、抹消申請に係る直近上位機関への通知をいう。

(総受益者通知事項)

第357条の69 規程第285条の61第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) (略)

(2) 前号の受益者の株主等照会コード

(3) ~ (7) (略)

(株主等照会コード変更通知)

第357条の73 規程第285条の62及び前条の規定は、機構が通知受益者の株主等照会コードを変更した場合について準用する。

(全部情報の提供に係る請求の方法)

第357条の75 (略)

2 規程第285条の64第1項第2号に規定する規則で定める事項は、対象加入者の株主等照会コード (直前の総受益者通知における通知受益者に係るものに限る。第357条の81第2項において同じ。) とする。

3 (略)

(部分情報の提供に係る請求の方法)

第357条の81 (略)

2 規程第285条の65第1項第2号に規定する規則で定める事項は、対象加入者の株主

(抹消手続の委任事項)

第355条の7 規程第278条の2第1項に規定する規則で定める事項は、解約時及び償還時の抹消申請情報に係る直近上位機関への通知をいう。

(総受益者通知事項)

第357条の69 規程第285条の61第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) (略)

(2) 前号の受益者の受益者照会コード

(3) ~ (7) (略)

(受益者照会コード変更通知)

第357条の73 規程第285条の62及び前条の規定は、機構が通知受益者の受益者照会コードを変更した場合について準用する。

(全部情報の提供に係る請求の方法)

第357条の75 (略)

2 規程第285条の64第1項第2号に規定する規則で定める事項は、対象加入者の受益者照会コード (直前の総受益者通知における通知受益者に係るものに限る。第357条の81第2項において同じ。) とする。

3 (略)

(部分情報の提供に係る請求の方法)

第357条の81 (略)

2 規程第285条の65第1項第2号に規定する規則で定める事項は、対象加入者の受益

等照会コードとする。

3 (略)

(発行者への通知の時期等)

第357条の90 (略)

2 (略)

3 規程第285条の73第12項第3号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 分配金振込指定を行う加入者に係る  
株主等照会コード

(2) ~ (4) (略)

(分配金支払予定額の通知期限)

第357条の91 (略)

2 規程第285条の75第1項の通知において、次の各号に掲げる事項の通知は、当該各号に定めるものにより行うものとする。

(1) (略)

(2) 同項第3号に掲げる事項 同号の受益者の株主等照会コード

(分配金受払予定額に関する通知事項)

第357条の93 (略)

2 (略)

3 前項第1号に掲げる事項の通知は、同号の受益者の株主等照会コードにより行うものとする。

別表1

1. ~ 6. (略)

7. 受益証券発行信託の受益権の発行者の場合

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期
(1) 振替受益権の発行を決定し	(略)	(略)

者照会コードとする。

3 (略)

(発行者への通知の時期等)

第357条の90 (略)

2 (略)

3 規程第285条の73第12項第3号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 分配金振込指定を行う加入者に係る  
受益者照会コード

(2) ~ (4) (略)

(分配金支払予定額の通知期限)

第357条の91 (略)

2 規程第285条の75第1項の通知において、次の各号に掲げる事項の通知は、当該各号に定めるものにより行うものとする。

(1) (略)

(2) 同項第3号に掲げる事項 同号の受益者の受益者照会コード

(分配金受払予定額に関する通知事項)

第357条の93 (略)

2 (略)

3 前項第1号に掲げる事項の通知は、同号の受益者の受益者照会コードにより行うものとする。

別表1

1. ~ 6. (略)

7. 受益証券発行信託の受益権の発行者の場合

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期
(1) 振替受益権の発行を決定し	(略)	(略)

た場合			た場合 <u>(振替受益権の追加発行を行う場合を除く。)</u>		
(2) ~ (11) (略)	(略)	(略)	(2) ~ (11) (略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	<u>(12) 計算期日を変更する場合</u>	<u>振替受益権の発行者</u>	<u>計算期日の変更決定後速やかに</u>
(削る)	(削る)	(削る)	<u>(13) 受益権原簿管理人の設置、変更又は廃止を決定した場合</u>	<u>振替受益権の発行者</u>	<u>決定後速やかに</u>
(削る)	(削る)	(削る)	<u>(14) 指定転換請求者の追加、変更又は解除を決定した場合</u>	<u>振替受益権の発行者</u>	<u>決定後速やかに</u>
(削る)	(削る)	(削る)	<u>(15) 信託財産と振替受益権との転換に係る比率の変更を決定した場合</u>	<u>振替受益権の発行者</u>	<u>決定後速やかに</u>
<u>(12) ・ (13)</u> (略)	(略)	(略)	<u>(16) ・ (17)</u> (略)	(略)	(略)
<u>(14) 振替受益権に関する権利及びその取扱いに関し重要な事項を決定した場合</u> ( (1) から <u>(13)</u> までに掲げる場合を除く。 )	(略)	(略)	<u>(18) 振替受益権に関する権利及びその取扱いに関し重要な事項を決定した場合</u> ( (1) から <u>(17)</u> までに掲げる場合を除く。 )	(略)	(略)
<u>(15) 振替受益権に関する重要な事実が発生した場合</u> ( (1) から	(略)	(略)	<u>(19) 振替受益権に関する重要な事実が発生した場合</u> ( (1) から	(略)	(略)

(14) までに掲げる場合を除く。)		
(16) (略)	(略)	(略)

(注) (略)

別表 3

1 統合Web端末

(1) 入力

① 機構加入者からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)	(略)	(略)	(略)
交換時抹消予定情報	(略)	規程第277条の2(同第277条の6において読み替えて準用する場合を含む。)及び同第277条の7	(略)
信託財産振替済通知(抹消申請)	(略)	規程第277条の4(同第277条の6において読み替えて準用する場合を含む。)及び同第277条の9	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

②～⑥ (略)

(2) 出力

①～③ (略)

④ 振替投資信託受益権の発行者への

(18) までに掲げる場合を除く。)		
(20) (略)	(略)	(略)

(注) (略)

別表 3

1 統合Web端末

(1) 入力

① 機構加入者からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)	(略)	(略)	(略)
交換時抹消予定情報	(略)	規程第277条の2	(略)
信託財産振替済通知(抹消申請)	(略)	規程第277条の4	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

②～⑥ (略)

(2) 出力

①～③ (略)

④ 振替投資信託受益権の発行者への

出力			
データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)	(略)	(略)	(略)
蓄積メッセージ一覧（抹消済通知）	(略)	規程第277条の5第2項(同第277条の6において読み替えて準用する場合を含む。)及び第277条の10第2項	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

④の2～⑥ (略)

⑦ 振替投資信託受益権の受託会社への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)	(略)	(略)	(略)
蓄積メッセージ一覧（抹消済通知）	(略)	規程第277条の5第2項(同第277条の6において読み替えて準用する場合を含む。)及び第277条の10第2項	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

2 ファイル伝送

出力			
データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)	(略)	(略)	(略)
蓄積メッセージ一覧（抹消済通知）	(略)	規程第277条の5第2項及び第278条	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

④の2～⑥ (略)

⑦ 振替投資信託受益権の受託会社への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)	(略)	(略)	(略)
蓄積メッセージ一覧（抹消済通知）	(略)	規程第277条の5第2項及び第278条	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

2 ファイル伝送

<p>(1) 入力</p> <p>① (略)</p> <p>② 発行者(株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は<u>受益者名簿管理人</u>)が選任されているときは株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は<u>受益者名簿管理人</u>)からの入力</p> <p>(略)</p> <p>③ (略)</p> <p>(2) 出力</p> <p>① (略)</p> <p>② 発行者(株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は<u>受益者名簿管理人</u>)が選任されているときは株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は<u>受益者名簿管理人</u>)への出力</p> <p>③ (略)</p>	<p>(1) 入力</p> <p>① (略)</p> <p>② 発行者(株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は<u>受益権原簿管理人</u>)が選任されているときは株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は<u>受益権原簿管理人</u>)からの入力</p> <p>(略)</p> <p>③ (略)</p> <p>(2) 出力</p> <p>① (略)</p> <p>② 発行者(株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は<u>受益権原簿管理人</u>)が選任されているときは株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は<u>受益権原簿管理人</u>)への出力</p> <p>③ (略)</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>4 加入者情報W e b 端末</p>	<p>4 加入者情報W e b 端末</p>
<p>(1) 入力</p> <p>① (略)</p> <p>② 発行者(株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は<u>受益者名簿管理人</u>)が選任されているときは株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は<u>受益者名簿管理人</u>)からの入力</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(1) 入力</p> <p>① (略)</p> <p>② 発行者(株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は<u>受益権原簿管理人</u>)が選任されているときは株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は<u>受益権原簿管理人</u>)からの入力</p> <p>(2) (略)</p>
<p>5・6 (略)</p>	<p>5・6 (略)</p>

## 2. 附則

この改正規定は、平成23年11月28日から施行する。

以 上

株式等振替制度に係る手数料に関する規則の一部改正について

1. 株式等振替制度に係る手数料に関する規則（平成20年8月15日通知）（下線部分変更）

新	旧
<p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、株式等の振替に関する業務規程（以下「規程」という。）第286条の規定に基づき、振替株式等の発行者、株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人、<u>受益者名簿管理人</u>、発行代理人、支払代理人、機構加入者、間接口座管理機関、資金決済会社、払込取扱銀行、<u>受託会社</u>及び機構に対し規程第287条第1項の規定に基づく請求を行う者（機構加入者の利害関係人に限る。）（以下「徴収対象者」という。）が、機構に納入する手数料に関し、必要な事項を定める。</p> <p>（納入時期）</p> <p>第4条 前条に規定する手数料の納入時期は、次の各号に掲げる徴収対象者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人、<u>受益者名簿管理人</u>、発行代理人、支払代理人、機構加入者、間接口座管理機関、資金決済会社、払込取扱銀行、<u>受託会社</u></p> <p>当月分について翌月の最終営業日まで</p> <p>（3）（略）</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、株式等の振替に関する業務規程（以下「規程」という。）第286条の規定に基づき、振替株式等の発行者、株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人、<u>受益権原簿管理人</u>、発行代理人、支払代理人、機構加入者、間接口座管理機関、資金決済会社、払込取扱銀行及び機構に対し規程第287条第1項の規定に基づく請求を行う者（機構加入者の利害関係人に限る。）（以下「徴収対象者」という。）が、機構に納入する手数料に関し、必要な事項を定める。</p> <p>（納入時期）</p> <p>第4条 前条に規定する手数料の納入時期は、次の各号に掲げる徴収対象者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人、<u>受益権原簿管理人</u>、発行代理人、支払代理人、機構加入者、間接口座管理機関、資金決済会社、払込取扱銀行</p> <p>当月分について翌月の最終営業日まで</p> <p>（3）（略）</p>

## 株式等振替制度に係る手数料表

## 1. 機構加入者に対する手数料

手数料項目	区分	徴収対象者	徴収料率	
(略)				
口座管理手数料	(略)	(略)		
	口座残高比例部分	振替受益権	月平均口座残高について ① 5万円以下の部分 ② ~ ⑨ (略)	1口につき 月額 (略)
		担保専用口座に口座残高を有する機構加入者	担保専用口座の月平均口座残高について 1口につき 月額0.02円	
(略)	(略)			
(略)	(略)			

(注) 1. ~ 7. (略)

8. 振替投資口、振替優先出資、振替投資信託受益権及び振替受益権における口座管理手数料の口座残高比例部分の算出に際しての口座残高については、金融商品取引所が定めた売買単位が1口以外の銘柄の場合には、当該銘柄の口座残高を当該売買単位の口数

## 株式等振替制度に係る手数料表

## 1. 機構加入者に対する手数料

手数料項目	区分	徴収対象者	徴収料率	
(略)				
口座管理手数料	(略)	(略)		
	口座残高比例部分	振替受益権	月平均口座残高について ① 5万円以下の部分 ② ~ ⑨ (略)	1受益権につき 月額 (略)
		担保専用口座に口座残高を有する機構加入者	担保専用口座の月平均口座残高について 1受益権につき 月額0.02円	
(略)	(略)			
(略)	(略)			

(注) 1. ~ 7. (略)

8. 振替投資口、振替優先出資、振替投資信託受益権及び振替受益権における口座管理手数料の口座残高比例部分の算出に際しての口座残高については、金融商品取引所が定めた売買単位が1口又は1受益権以外の銘柄の場合には、当該銘柄の口座残高を当該売

<p>で除した数をいう。</p> <p>9. ～15. (略)</p> <p>2. ・ 3. (略)</p>	<p>買単位の<u>口数又は受益権数</u>で除した数をいう。</p> <p>9. ～15. (略)</p> <p>2. ・ 3. (略)</p>
--	---

## 2 附 則

この改正規定は、平成 23 年 11 月 28 日から施行する。

以 上

株式等振替制度に係るシステムの利用に関する規則の一部改正について

1. 株式等振替制度に係るシステムの利用に関する規則（平成20年8月15日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>（目的） 第1条 この規則は、株式等の振替に関する業務規程（以下「規程」という。）第292条の規定に基づき、振替株式等の発行者（株主名簿管理人、投資主名簿等管理人又は優先出資者名簿管理人が選任されている場合には株主名簿管理人、投資主名簿等管理人又は優先出資者名簿管理人）、機構加入者、発行代理人、支払代理人、資金決済会社、払込取扱銀行、受託会社及び<u>受益者名簿管理人</u>（以下「利用者」という。）が、株式等振替業に係る利用者の業務の処理に、機構の株式等振替制度に係るシステム（以下「機構システム」という。）を利用することに関し、必要な事項を定める。</p>	<p>（目的） 第1条 この規則は、株式等の振替に関する業務規程（以下「規程」という。）第292条の規定に基づき、振替株式等の発行者（株主名簿管理人、投資主名簿等管理人又は優先出資者名簿管理人が選任されている場合には株主名簿管理人、投資主名簿等管理人又は優先出資者名簿管理人）、機構加入者、発行代理人、支払代理人、資金決済会社、払込取扱銀行、受託会社及び<u>受益権原簿管理人</u>（以下「利用者」という。）が、株式等振替業に係る利用者の業務の処理に、機構の株式等振替制度に係るシステム（以下「機構システム」という。）を利用することに関し、必要な事項を定める。</p>

2. 附則

この改正規定は、平成23年11月28日から施行する。

以 上